

特定非営利活動法人あいち福祉オンブズマン定款

第1章 総則

第1条（名称）

この団体の名称を特定非営利活動法人あいち福祉オンブズマンという。

第2条（目的）

本会は、愛知県内にある高齢者、身体障害者、知的障害者等が入所または通所する保健、福祉施設の利用者の福祉を増進し、併せて施設が提供するサービスの向上をはかるために、利用者の権利、利益を擁護する活動、施設に対する改善勧告ならびに評価活動を行い、社会全体の利益の向上に寄与することを目的とする。

第3条（事務所）

本会は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第4条（特定非営利活動の種類）

本会は、第2条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

第5条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかわる次の事業を行う。

- ① 保健、福祉施設とサービス監査契約を結び、契約施設が実施するサービスの評価を行う活動
- ② 保健、福祉施設とサービス監査契約を結び、契約施設にサービス改善勧告等を行う活動
- ③ 福祉に関する啓発活動
- ④ 保健、福祉サービスに関する相談事業
- ⑤ 保健、福祉サービスに関する日常的な権利擁護の担い手となるボランティアの育成および派遣事業

第2章 社員等

第6条（社員等）

- 1 本会の会員はオンブズマンと賛助会員とする。
 - ① オンブズマン 本会の目的に賛同して入会した個人
 - ② 賛助会員 本会の理念に賛同し、事業を賛助するために入会した個人および団体
- 2 オンブズマンをもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

第7条（オンブズマンの入会、退会等）

- 1 オンブズマンは保健・福祉施設についての法律・医療・福祉等の分野に関する知識または経験を有する個人とする。
- 2 オンブズマンになろうとする者はオンブズマン委員会の承認を受けなければならない。また、入会後もオンブズマンは2年ごとにオンブズマン委員会の承認を必要とする。ただし、オンブズマン委員会は、オンブズマンになろうとする者またはオンブズマン資格を継続しようとする者が前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会または資格の継続を承認しなければならない。
- 3 オンブズマンは入会金および会費を徴収されない。
- 4 オンブズマン委員会は少なくとも20名のオンブズマンをオンブズマンリストに登録するよう努めなければならない。
- 5 オンブズマンは別に定める退会届を委員長に提出して任意に退会することができる。
- 6 オンブズマンは死亡したときはその資格を喪失する。
- 7 オンブズマンは次のいずれかに該当するときは、オンブズマン委員会の議決を経て、これを除名することができる。ただし、議決には出席者数の3分の2以上の賛成を必要とする。
 - ① 法令、本会の定款または規則に違反したとき。
 - ② 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。
- 8 前項の規定によりオンブズマンを除名する場合は、当該オンブズマンにあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行うオンブズマン委員会において、当該オンブズマンに弁明の機会を与えなければならない。

第3章 賛助会員

第8条（賛助会員）

- 1 本会の理念に賛同する個人または団体は、運営執行部会の議決を経て

賛助会員になることができる。

- 2 賛助会員は運営執行部会が別に定める会費を支払わなければならない。
- 3 賛助会員は本会が企画する研修会等に参加することができる。
- 4 賛助会員は事業報告書を取得することができる。
- 5 賛助会員が会費を2年以上滞納したときは、退会したものとみなす。

第4章 役員

第9条（役員の種類）

- 1 本会に以下の役員を置く。
 - ① 運営執行部会委員 運営執行部会委員をもって特定非営利活動促進法上の理事とする。3名以上。
 - ② 監事 1名。
- 2 運営執行部会委員のうち、代表権を有する理事として委員長1人を置く。

第10条（任期）

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員は、後任者が選任されていない場合限り、任期の末日後最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

第11条（選任）

- 1 運営執行部会委員および監事はオンブズマンの中からオンブズマン委員会により選任される。
- 2 委員長は運営執行部会委員の中からオンブズマン委員会により選任される。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は運営執行部会委員または本会の職員を兼ねることができない。

第12条（欠員補充）

運営執行部会委員または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが

欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第13条（解任）

- 1 役員が次のいずれかに該当するときは、オンブズマン委員会の議決を経て、これを解任することができる。ただし、議決には出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
 - ① 心身の故障のため、職務を遂行に堪えないと認められたとき。
 - ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行うオンブズマン委員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第14条（職務）

- 1 委員長はこの組織を代表し、運営執行部会の決定に基づいて業務を統括するとともに、オンブズマン委員会および運営執行部会を招集する。
- 2 運営執行部会委員は運営執行部会を構成して次の事項を決定するとともに、業務を執行する。
 - ① 本会の日常の業務の方針の決定
 - ② 事業計画・収支予算案の作成
 - ③ 事業報告・収支決算案の作成
 - ④ 賛助会員の入会の可否の決定
 - ⑤ その他オンブズマン委員会の議決を要しない運営に関する事項
- 3 監事は次に掲げる職務を行う。
 - ① 運営執行部会委員の業務遂行の状況を監査すること。
 - ② 本会の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前二号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これをオンブズマン委員会または所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、オンブズマン委員会を招集すること。
 - ⑤ 運営執行部会委員の業務遂行の状況または本会の財産の状況について、運営執行部会委員に意見を述べること。

第15条（報酬）

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、オンブズマン委員会の議決を経て委員長が別に定める。

第5章 オンブズマン委員会

第16条（オンブズマン委員会の構成）

オンブズマン委員会はオンブズマン全員をもって組織される最高意思決定機関であり、オンブズマン委員会をもって特定非営利活動促進法上の総会とする。

第17条（招集）

- 1 オンブズマン委員会は少なくとも年1回委員長によって招集される。ただし、オンブズマンの3分の1以上の要求がある場合や運営執行部会が必要と認めたときは委員長はオンブズマン委員会を招集しなければならない。
- 2 監事は第14条第3項第4号の規定に基づきオンブズマン委員会を招集できる。
- 3 オンブズマン委員会の招集は会議の日時、場所、目的および審議事項を記した書面をもって、1週間前までに行う。

第18条（権能）

オンブズマン委員会は次の事項を議決する。

- ① 事業計画・収支予算の承認およびその変更
- ② 事業報告・収支決算の承認
- ③ 定款の変更
- ④ オンブズマンの入会および除名
- ⑤ 役員の選任および解任
- ⑥ 合併
- ⑦ 解散
- ⑧ 解散時の残余財産の処分方法
- ⑨ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
- ⑩ その他運営に関する重要事項

第19条（定足数）

オンブズマン委員会はオンブズマンの総数の過半数が出席した場合に成立するものとする。

第20条（議決）

- 1 オンブズマン委員会の議決はこの定款で別に規定する場合を除いて出席者数の過半数の同意で決する。ただし、書面による賛否の表明および他のオンブズマンへの委任を妨げない。
- 2 オンブズマン委員会では原則として、第17条第3項の規定に基づき、事前に通知された事項についてのみ議決する。ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の3分の2以上が賛成した場合はこの限りではない。
- 3 書面により賛否を表明したオンブズマンおよび他のオンブズマンへ委任をしたオンブズマンは出席したものとみなす。ただし、事前に通知されていない事項を議決するときは書面により賛否を表明したオンブズマンおよび他のオンブズマンへ委任をしたオンブズマンは出席したものとはみなされない。
- 4 オンブズマン委員会の議決について、特別の利害関係を有するオンブズマンは、その議事の議決に加わることができない。

第21条（議長）

オンブズマン委員会の議長は委員長が務める。ただし、委員長が欠席の場合は、そのオンブズマン委員会において出席したオンブズマンの中から選出する。

第22条（議事録）

- 1 次の事項を記載したオンブズマン委員会の議事録が作成されなくてはならない。
 - ① 日時および場所
 - ② オンブズマンの総数および出席したオンブズマン数（書面表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要と議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席したオンブズマンのうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

第23条（定款変更）

この定款を変更しようとするときは、オンブズマン委員会においてオンブズマンの総数の3分の2以上の賛成による議決を得、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得ることが必要である。

第6章 運営執行部会

第24条（構成・開催）

- 1 運営執行部会は運営執行部会委員で構成され、委員長または運営執行部会委員が必要と認めたときに委員長によって招集される。
- 2 運営執行部会の招集は会議の日時、場所、目的および審議事項を記した書面をもって、1週間前までに行う。

第25条（議長）

運営執行部会の議長は委員長が務める。ただし、委員長が欠席の場合は、その運営執行部会において出席した運営執行部会委員の中から選出する。

第26条（定足数・議決）

- 1 運営執行部会は運営執行部会委員の総数の4分の3以上の出席をもって成立する。
- 2 運営執行部会の意思決定は出席者の過半数で行う。ただし、書面による賛否の表明を妨げない。
- 3 運営執行部会では原則として、事前に通知された議事についてのみ議決する。ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の3分の2以上が賛成した場合はこの限りではない。
- 4 書面により賛否を表明した運営執行部会委員は出席したものとみなす。ただし、事前に通知されていない事項を議決するときは書面により賛成を表明した運営執行部会委員は出席したものとみなされない。
- 5 運営執行部会の議決について、特別の利害関係を有する運営執行部会委員はその議事の議決に加わることができない。

第27条（議事録）

- 1 次の事項を記載した運営執行部会の議事録が作成されなくてはならない。

- ① 日時および場所
 - ② 運営執行部会委員の総数および出席者の氏名（書面表決者がある場合は、その氏名を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要と議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した運営執行部会委員のうちからその会議において選任された議事録署名人1名が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 会計および資産

第28条（会計）

会計については、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従い、別に定める会計規則に従って行う。

第29条（暫定予算）

- 1 やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、委員長は、運営執行部会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出をすることができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第30条（予備費）

- 1 予算超過または予算外の支出に充てるために予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、運営執行部会の議決を経なければならない。

第31条（予算の追加・変更）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、オンブズマン委員会の議決を経て、既定予算の追加または変更をすることができる。

第32条（資産）

- 1 本会の資産は、次にあげるものをもって構成する。
 - ① 設立当初の財産目録に記載された資産
 - ② サービス監査契約を結んだ保健・福祉施設から交付を受ける負担金
 - ③ 前号以外の事業に伴う収入
 - ④ 賛助会員の会費

- ⑤ 寄付金品
- ⑥ 資産から生じる収入
- ⑦ その他の収入
- 2 本会の資産は運営執行部会の議決を経て委員長が管理する。
- 3 本会の経費は、第1項の資産をもって支弁する。

第33条（拠出金品の不返還）

既納の賛助会員会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第34条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 解散、合併、雑則等

第35条（解散）

- 1 本会は次に掲げる事由により解散する。
 - ① オンブズマン委員会の決議
 - ② 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能
 - ③ オンブズマンの欠亡
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産
 - ⑥ 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由による解散には、オンブズマン委員会においてオンブズマンの総数の3分の2以上の賛成を得ることが必要である。
- 3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

第36条（解散時の残余財産）

本会が解散の際に有する残余財産は、オンブズマン委員会の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。譲渡される団体は特定非営利活動法人、国または地方公共団体、社団法人、財団法人、社会福祉法人、更生保護法人のうちのいずれかから選定されるものとする。

第37条（合併）

本会の合併には、オンブズマン委員会においてオンブズマンの総数の3分の2以上の賛成を得、かつ、所轄庁の認証を得ることが必要である。

第38条（公告の方法）

本会の公告は、事務所内の掲示板に掲示するとともに官報に記載して行う。

第39条（実施細則）

この定款の実施に関しては必要な細則は、運営執行部会の議決を経て、委員長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本会が特定非営利活動法人として成立した日（以下「設立日」）から施行する。
- 2 今回の設立当初のオンブズマンの会員期間は、第7条第2項の規定にかかわらず、設立日から平成13年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の役員は、第10条第1項および第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。その任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立日から平成13年3月31日までとする。

委員長	水谷博昭
運営執行部会委員	熊田均
同	大曾根寛
同	柴田澄江
監事	森田辰彦
同	中田照子
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立日から平成13年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第17条の規定にかかわらず、設立総会で定めるところとする。
- 6 本会の設立当初の賛助会員の会費は第8条第2項の規定にかかわらず、1万円とする。